

平成28年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年6月10日午前9時30分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	谷本芳朋
総務政策課員	樫原基史	総務政策課員	平尾好孝
企画員		企画員	
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
企画員		住民生活課員	
住民生活課員	中松秀夫	企画員	栗田信孝
企画員		住民生活課員	
企画員	宮本眞理	企画員	木村陽子

上下水道課長	三 栖 啓 功	上下水道課 企 画 員	坂 本 巖
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 3 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 5 報告第 1 4 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補  
正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 報告第 1 5 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補  
正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 5 5 号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 6 号 上富田町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 7 号 上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃  
止する条例
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予  
算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険補正予算 (第 1  
号)
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について (平成 2 8 年度 第 1 号  
上水道事業 第 1 浄水場受変電設備更新工事)
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 5 号 町道路線の変更について

日程第 18 議案第 66 号 町道路線の廃止について

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 28 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位にご出席いただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年第 2 回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 10 月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも厳しい電力需要に対応し、6 月から 9 月定例会までクールビズとしてノーネクタイであることを決定し、それに伴いまして本議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着をとっていただくことになっております。本日は上着をとっていただいても結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいても結構です。

これより暫時休憩します。

---

休憩 午前 9 時 3 1 分

(表彰・伝達式)

---

再開 午前 9 時 3 8 分

---

○議長（山本明生）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 3 番、檜木正行君、5 番、九鬼裕見子君を指名します。

---

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は8日間に決定しました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成28年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員についてはお手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました町道梅田上村線に関する陳情につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日6月10日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成28年第2回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

本年も梅の収穫最盛期となりました。J A紀南の梅生産地情報によりますと、4月の定点着果調査では、小梅の着果数は前年・平年並みであった。古城の着果数は前年・平年より多かった。主力の南高の着果数は前年・平年並みであった。また、3月の前線の通過に伴う降雹により一部地域において傷果が発生しているようです。

毎年のことですが、青梅の品質や量が安定し、また梅干しの価格がよりいい価格で推移されることを願っているところでございます。

次に、平成27年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

平成27年度は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の開催、大型事業である高速道路の関連事業や統合保育所建設事業等に取り組んできたところでありますが、財源としましては財政調整基金や減債基金から繰り入れをすることなく、財政調整基金については4億6,299万1,000円を積み立てており、その結果、両基金の残高合計は13億7,290万7,000円となりました。町債の年度末現在高につきましては、64億7,313万円で、前年度より1億4,170万3,000円の増額となっています。

なお、実質収支額は8,600万円程度の黒字決算となる見込みでございます。

大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著にあらわれたものと評価しているところでございます。

さて、本定例議会に上程しご審議をお願いいたします議案は、報告事項としましては平成28年度の特別会計補正予算が3件、条例の一部改正が2件及び廃止が2件、平成28年度一般会計、特別会計補正予算が4件、工事請負契約の締結が1件、町道路線の認定、変更、廃止が3件の15件であります。

なお、追加議案としましては、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任に関する人事案件5件について、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案についてその概要をご説明申し上げます。

報告第13号から報告第15号につきましては、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算第1号でございます。

それぞれの会計で平成27年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度の繰上充用金をもって充当補填しましたので、これを報告し、

承認を求めるものでございます。

次に、議案第55号につきましては、上富田町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第56号につきましては、上富田町保育所条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、なのはな保育所建設工事が完成することから、完成するまでの間、分所として位置づけていました元朝来第2保育所の所在地を除くための一部改正でございます。

次に、議案第57号につきましては、上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する条例案でございます。この条例は社会福祉法人大塔あすなろ会の障害者福祉施設が花卉生産共同団地へ移転することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第58号につきましては、上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する条例案でございます。この条例は、生馬出張所、財産区、愛郷会の入った建物、土地の売却に伴い、生馬花木集会所を除却して移転先とするため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第59号につきましては、平成28年度上富田町一般会計補正予算の第2号でございます。今回、既定額に1億846万6,000円を追加し、予算総額を58億9,682万4,000円と定めます。補正予算の主な内容は、熊本地震被災地への義援金100万円、生馬財産区の繰入金1,200万円、公共下水道事業会計及び水道事業会計からの土地購入費6,605万5,000円、防犯カメラ設置工事請負費201万3,000円、統合保育所建設工事請負1,873万2,000円等を措置しております。

一方、歳入につきましては、県の支出金、財産収入、繰入金、町債等を見込み、措置しています。

次に、議案第60号につきましては、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算の第1号でございます。今回、既定額に270万円を追加し、予算総額を22億8,742万4,000円と定めます。補正予算の主な内容は、医療制度改正に伴う国保システム改修委託料を措置しております。

次に、議案第61号につきましては、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に120万円を追加し、予算総額を14億1,299万4,000円と定めます。補正予算の主な内容は、対話型ロボット購入費及び

保守委託料を措置しています。

次に、議案第62号につきましては、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算の1号でございます。今回、既定額に3,637万3,000円を追加し、予算総額を3億4,716万3,000円と定めています。補正予算の主な内容は下水道処理施設用地として購入した用地の一部売却に伴う収入を措置しております。

次に、議案第63号につきましては、工事請負契約の締結について、平成28年度第1号 上水道事業 第1浄水場受変電設備更新工事でございます。今回、11社の指名競争入札により横河ソリューションサービス株式会社関西支社と1億7,010万円で契約を締結するもので、現在、措置しています受変電設備は約43年が経過しており、更新工事を行うものであります。

次に、議案第64号、町道路線の認定から議案第66号、町道路線の廃止までの3議案につきましては、町道路線の現状にあわせて認定、変更、廃止をお願いするものでございます。

以上が本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては担当課長、企画員から説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時49分

(町長報告事項)

---

再開 午前 9時54分

---

○議長（山本明生）

再開します。

---

△日程第4 報告第13号～日程第18 議案第66号

○議長（山本明生）

この際、日程第4 報告第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から、日程第18号 議案第66号、町道認定の廃止の件についてまで15件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課、川口君。



○産業建設課企画員（川口孝志）

おはようございます。

私からは、報告第13号をご説明させていただきます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記。

専決第12号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,067万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,278万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額に3億5,000万円を追加し、一時借り入れの最高額を4億円とする。

平成28年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

3款諸収入、補正前の額に3億5,067万8,000円を追加し、4億1,274万5,000円、歳入合計では補正前の額に3億5,067万8,000円を追加し、4億4,278万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、補正前の額に472万5,000円を追加し、547万5,000円。

3款前年度繰上充用金、補正前の額に3億4,595万3,000円を追加し、3億4,595万3,000円。

歳出合計では、補正前の額に3億5,067万8,000円を追加し、4億4,278万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、補正前の額に3億5,067万8,000円を追加し、4億918万4,000円、計としまして、補正前の額に3億5,067万8,000円を追加し、4億1,274万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

公債費利子、補正前の額に472万5,000円を追加し、547万5,000円、一時借入金利子となっております。

前年度繰上充用金、補正前の額に3億4,595万3,000円を追加し、3億4,595万3,000円と定めてございます。

なお、参考としまして27年度では3億9,344万2,000円となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

総務政策課、平尾君。

#### ○総務政策課企画員（平尾好孝）

おはようございます。

私のほうからは、報告第14号及び報告第15号についてご説明申し上げます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

記。

専決第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成28年度上富田町の特別会計宅地所得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ442万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は400万円と定める。

平成28年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、補正前の額に339万8,000円を追加し、442万4,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、補正前の額に5万円を追加し、107万6,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに334万8,000円を計上しております。

歳出合計としまして、補正前の額に339万8,000円を追加し、442万4,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、事項別明細書、1、総括につきましては恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入、1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、補正前の額に339万8,000円を追加し、442万4,000円と定めております。

次に、3、歳出、1款公債費、2目利子、補正前の額に5万円を追加し、15万9,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに334万8,000円を追加計上しております。

続きまして、報告第15号についてご説明申し上げます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

専決第14号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

1 ページをお願いいたします。

専決第14号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,736万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,091万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定める。

平成28年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入、1款諸収入、補正前の額に3,736万7,000円を追加し、4,091万円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、補正前の額に45万円を追加し、339万3,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに3,691万7,000円を計上しております。

歳出合計といたしまして、補正前の額に3,736万7,000円を追加し、4,091万円と定めております。

3ページから5ページの事項別明細書、1、総括につきましては恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入、1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に3,736万7,000円を追加し、4,091万円と定めております。

2、歳出でございます。

1款公債費、2目利子、補正前の額に45万円を追加し、88万9,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金でございます。今回新たに3,691万7,000円を計上い

たしております。

以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

おはようございます。

私のほうからは、議案第55号及び議案第56号についてご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

議案第55号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙の用に改正する。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例（案）。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、くまのこ保育園などの小規模保育所において規定するもので、改正内容は2点ございます。

まず、1点目でございます。建築基準法の改正による屋内構造を変更する内容となっており、第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中、「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備を有する付室」を「付室」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改めるとしてあり、4階以上で1階から保育室が設けられている屋内階段室の構造について、耐火構造の壁で囲むなどの変更規定が設けられたことによる改正であります。

2点目の改正内容についてでございます。

2点目の改正内容については、附則に次の4点を加えるとしてあり、第6条から第9条を小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の標題以下を追加改正しています。

就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正によるもので、全国的に保育現場での保育士の人材が難しくなっていることの声が上がってい

ることを鑑み、保育士の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、国に準じて条例を改正するものでございます。

第6条については、朝夕の保育士配置の要件弾力化をするもので、条例で定めている保育士を最低2人配置しなければならない要件について、配置基準上必要となる保育士の数が2人を下回っており、朝夕などの利用児童人数が少人数の時間帯に限り保育士の数を1人とすることができるとし、当該保育士に加えて保育士資格を有しなくても同等の知識経験を有する一定の者を配置するものでございます。

第7条については、配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭、または養護学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるものでございます。

第8条については、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化をするもので、利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて、必要となる職員について保育士の資格を有しない一定の者、例えば研修などを受けた者を保育士とみなすことができるものでございます。

第9条については、前2条の規定を適用するときは保育士の数の3分の2以上置かなければならないとしてございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第28条第7号イの表の改正規定は、平成28年6月1日から適用するとしてございます。

次のページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続いて、議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例。

上富田町保育所条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町保育所条例の一部改正。

上富田町保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

はるかぜ保育所、位置、上富田町岩田1674番地の1、なのはな保育所、上富田町朝来2402番地の1。

本条例の一部改正は、なのはな保育所への統合が完了するまでの時限的措置であった元朝来第2保育所での3歳児から5歳児の保育が、なのはな保育所の建築完成をもって統合が完了するため、元朝来第2保育所の所在地を明記する必要性がなくなるため、明記していた所在地を本条例から削除、改正するものです。

附則で、この条例は平成28年8月1日から施行するとしてございます。

次のページに参考資料として、新旧対照表を添付しておりますのでお目通しくくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本明生）**

産業建設課長、菅谷君。

**○産業建設課長（菅谷雄二）**

おはようございます。

私のほうからは議案第57号と議案第58号のほうをご説明申し上げます。

議案第57号、上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則で、この条例は平成28年7月1日から施行するとしてございます。

それでは、本条例の提案につきましてご説明を申し上げます。

この施設につきましては、昭和60年から61年に農林同和対策事業として地域農業の振興を図る目的で農事生産法人南紀花園の会員の方々から土地を借りまして、本施設を設置し、この法人南紀花園の方々に貸し付けを行っております。

当初は、土づくりの観点からカスミ草等を栽培して出荷してございました。その後、単価のよいバラ栽培等に転換した方もおられましたが、品質や収量の低下、施設の劣化等によりまして平成10年3月に法人より休止届が出されております。

その後、栽培を開始することなく、個々の資金の返還のため、梅干し場等に活用し、現在に至っております。

今回、この施設を田辺市の木守地区にあります大塔あすなろ会木守の郷が利用したいと申し出がありました。理由としましては、平成23年9月の紀南地方の豪雨災害のため、熊野地区の土砂災害により道が寸断され、通行できない状況、現在、迂回を余儀なくされている状況です。迂回する道につきましても、かなり狭く時間も要している状況

です。このような状況の中で施設入所者の緊急時の対応もできないため、移転先等を探していたところ、この花卉団地が休止状態であることを知り、今回の申し出となってございます。

このため、この条例を廃止する条例案を上程しますので、何とぞご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第58号、上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則で、この条例は平成28年7月1日から施行するとしてございます。

それでは、本条例の提案についてご説明申し上げます。

この集荷場につきましては、山村振興対策の補助金を活用して昭和56年3月に生馬字生馬口1724番の1に約67平米の軽量鉄骨プレハブ等のもので設置をしてございます。

生馬地区の花木集荷の拠点として利用してまいりましたが、現状におきましては財産区や町の備品等の一部倉庫としてございます。

状況につきましては、かなり老朽化している状況になっております。

今回、町の出張所や財産区等の事務所として利用しております旧JA紀南の生馬支所である施設をJA紀南のほう和歌山県の福祉事業団のほうに売却するため、生馬財産区等と協議いたしまして、この生馬花木集荷所のあるところに町の出張所並びに財産区の事務所となる施設を建設するため、本条例を提出するにしております。

何とぞご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。10時30分まで休憩します。

---

休憩 午前10時21分

---

再開 午前10時29分

---



○議長（山本明生）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願ひいたします。私からは、議案第59号につきましてご説明いたします。

議案第59号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億846万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,682万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、15款県支出金では、補正前の額に100万円を追加し、4億5,722万2,000円と定めてございます。

16款財産収入では、補正前の額に5,295万円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に4,861万6,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に250万円を追加。

21款町債では、補正前の額に340万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に今回1億846万6,000円を追加し、58億9,682万4,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に8,286万8,000円を追加し、7億4,151万4,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に2,026万4,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に45万円を追加。

6款商工費では、補正前の額に66万2,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に172万2,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に250万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回1億846万6,000円を追加し、58億9,682万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

変更で、統合保育所建設事業につきまして限度額に340万円を追加し、1億2,550万円と定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございませんので、お目通しのほどお願いいたします。

次の5ページ、お願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきまして、このページから7ページまでの明細につきましてはお目通しのほどお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出のほうからご説明いたしますので、12ページ、お願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、一般管理費で1,480万円の追加で、主なものといたしまして、熊本地震の被災地支援のための職員派遣旅費100万円及び義援金100万円を措置、また、生馬財産区・生馬愛郷会生馬出張所の移転に伴います生馬財産区への繰出金1,200万円を措置してございます。

財産管理費では、6,605万5,000円の追加で公共下水道会計及び水道事業会計からの土地購入費を措置してございます。

交通安全対策費では、201万3,000円の追加で防犯カメラ設置工事請負費、3カ所分を措置してございます。

3款民生費では、社会福祉総務費で特別会計介護保険繰出金120万円を措置してございます。

大谷総合センター運営費では、和室の空調設備修繕料33万2,000円を措置してございます。

保育所建設事業費では、統合保育所建築工事請負費で1,873万2,000円を追加措置してございます。

次の14ページをお願いいたします。

4款衛生費では、保険衛生総務費で特定不妊治療費補助金として45万円を措置してございます。

6款商工費では、商工総務費で66万2,000円を追加、石川県津幡町及び北海道東川町との交流事業の旅費を措置してございます。

7款土木費では、土木総務費で彦五郎公園の藤棚の修繕料75万円を措置してござい

ます。

河川総務費では、井ノ谷排水ポンプのバッテリー修繕料97万2,000円を措置してございます。

9款教育費では、社会教育総務費で250万円を追加、市ノ瀬河川敷環境美化推進実行委員会へのコミュニティー助成事業補助金として250万円を措置してございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきますので、8ページ、お願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。15款県支出金では、総務費県補助金できのくに防犯カメラ設置事業費補助金100万円を措置してございます。

16款財産収入では、不動産売払収入の普通財産売払収入で、5,295万円を措置、生馬出張所の敷地売払及び生馬両新田の土地売払収入の分を見込んで措置してございます。

18款繰入金では、さわやか上富田まちづくり基金繰入金で120万円を措置、特別会計介護保険繰入金へ充当してございます。

財政調整基金繰入金で4,741万6,000円を措置してございます。

20款諸収入では、雑入でコミュニティー助成事業助成金250万円を措置してございます。

次の10ページをお願いいたします。

21款町債では、民生債で統合保育所建設事業債で340万円を措置してございます。以上が今回の補正内容でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

#### ○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第60号と議案第61号についてご説明いたします。

議案第60号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,742万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額に270万円を追加し、4億8,537万7,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、補正前の額に270万円を追加し、22億8,742万4,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に270万円を追加し、4,467万円と定めています。

歳出合計といたしまして、補正前の額に270万円を追加し、22億8,742万4,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、2目準備事業費補助金では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金270万円を追加措置しています。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では、医療制度開始に伴う国庫システム改修委託料270万円を追加措置してございます。

今回の補正につきましては、国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を目指して、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体になることから、そのことに伴い、国保事業の納付金や標準保険料率の算定に必要な情報を県へ提供するためのシステム改修に要する経費について予算措置をさせていただきました。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ14億1,299万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

7款繰入金では、補正前の額に120万円を追加し、2億1,833万円と定めています。

歳入合計といたしまして、補正前の額に120万円を追加し、14億1,299万4,000円と定めています。

歳出です。

4款地域支援事業費では、補正前の額に120万円を追加し、5,371万8,000円と定めています。

歳出合計といたしまして、補正前の額に120万円を追加し、14億1,299万4,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

7款繰入金、6目その他一般会計繰入金では、120万円を追加措置しています。

次の8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

4款地域支援事業費、2目介護予防ケアマネジメント町単独事業費では、対話型ロボット購入費及び保守委託料として120万円を追加措置してございます。

今回の予算措置をさせていただきました対話型ロボットにつきましては、人工知能を搭載した対話をすることができるコミュニケーションロボットであり、高齢者等の集いの場において活用したいと考えてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

おはようございます。

私のほうからは、議案第62号と議案第63号につきましてご説明申し上げます。

議案第62号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,637万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,716万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

財産収入で補正前の額に3,637万3,000円を追加しております。

歳入合計といたしまして、補正前の額に3,637万3,000円を追加し、3億4,716万3,000円を定めております。

歳出でございます。

公共下水道事業でございます。補正前の額に3,637万3,000円を追加して3億4,716万3,000円と定めております。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページ、4ページ、5ページにつきましてはお目通しのほうをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

2、歳入、5款財産収入でございます。不動産売払収入としまして、補正前の額に3,637万3,000円を追加しております。

不動産売払収入につきましては、平成24年度に下水道全体事業計画の見直しに伴い、将来も利用する見込みのなくなった用地でございます。五筆1,266平米を普通財産に払い下げるものであります。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、2項公共下水道事業費でございます。公共下水道事業費といたしまして、補正前の額に3,673万円を追加しております。

下水道事業基金は売払収入を収入で積み立てるものであります。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第63号でございます。

議案第63号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成28年度第1号 上水道事業 第1浄水場受変電設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記。

契約の目的、平成28年度 第1号 上水道事業 第1浄水場受変電設備更新工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、1億7,010万円でございます。

契約の相手、大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号、横川ソリューションサービス株式会社関西支社、支社長大里陽一でございます。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、株式会社東芝関西支社、三菱電機株式会社関西支社、株式会社明電舎関西支社、株式会社安川電機大阪支社、株式会社日立製作所関西支社、アズビル株式会社、アドバンスオートメーションカンパニー関西支社、メターウォーター株式会社西日本営業部、日新電機株式会社、シンフォニーテクノロジー株式会社大阪支社、扶桑電通株式会社関西支社、横川ソリューションサービス株式会社関西支社、11社でございます。

内容につきましては、現在第1浄水場に設置しています受変電設備の更新工事であります。この受電設備は昭和46年に設置されており、約43年経過しております。公営企業法では耐用年数は20年になります。受変電の規模につきましては、主変圧基盤、動力変圧基盤、既設の中央監視設備及び機能増設工事であります。上水を供給する上で最も重要な設備であるため、工事の実施を行うものであります。

次のページに、参考資料としまして仮契約の写しを添付してございます。

仮契約の裏面の最後の事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結したものとなっております。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

#### ○産業建設課企画員（川口孝志）

私からは議案第64号から議案第66号についてご説明申し上げます。

今回、昨年7月に開通いたしました紀勢自動車道の建設に伴い、機能回復道路として整備されました道路につきまして町道の認定および変更また廃止を行うものでございます。

それでは、議案第64号、町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

お手元の参考資料によりまして路線番号、路線名でご説明いたします。

1枚おめくりをお願いいたします。

認定路線調書でございます。

路線番号1248、峠3号支線につきましては、峠三黄測量より北へ約40メートル、町道峠東線からの支線道路で、延長16.2メートルとなっております。

路線番号1249、峠4号支線につきましても、三黄測量より北へ約10メートル、町道峠東線からの支線道路で、延長21.45メートルとなっております。

路線番号1250、津呂ノ谷線につきましては、JR朝来駅裏西山地区にて紀勢自動車道建設に当たり工事用道路として設置されていた道路となっており、町道岩崎大内谷線からの支線道路で、延長221.17メートルとなっております。

路線番号1251、くちくまの線につきましては、町道岩崎大内谷本線から道の駅くちくまへの支線道路で、延長336.6メートルとなっております。

路線番号1252、くちくまの1号支線につきましては、先ほどの路線番号1251くちくまの線から岩崎墓地へ通じる町道後口山線への支線道路で、延長73.85メートルとなっております。

路線番号1253、くちくまの2号支線につきましても、先ほどの路線番号1251くちくまの線のボックスカルバート入り口手前付近からの支線道路で、延長27.66メートルとなっております。

路線番号1254、蓮池支線2号線につきましては、町道蓮池線の支線道路として岩崎野田町内会館付近より、紀勢自動車道沿いに整備された道路であり、延長54.55メートルとなっております。

路線番号1255、野田9号線につきましては、町道蓮池線、野田町内会館付近より、紀勢自動車道と並行して野田方面へ町道野田2号線支線に連結する幹線道路で、延長314.55メートルとなっております。

路線番号1256、野田10号線につきましては、先ほどの野田9号線と紀勢自動車



道を挟んで紀勢自動車道と並行に整備された町道野田6号線を、ボックスカルバートにより通行できるように整備した道路であり、延長45.28メートルとなっております。

9路線合計で延長1,111.31となっております。

なお、認定路線調書の次に、認定路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第65号についてご説明申し上げます。

議案第65号、町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を変更する。

記。

別紙のとおり。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

こちらにつきましても参考資料の見出しの変更により、路線番号、路線名等でご説明申し上げます。

まず、路線番号1025、峠東線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる町道船越線までの終点の変更で、旧延長が161.15メートル、新延長が223.6メートルで、62.45メートルの増加となっております。

路線番号1049、JR朝来駅裏の小長谷線につきましても、紀勢自動車道にボックスカルバートが設置されたことによる終点の変更で、旧延長が194.04メートル、新延長が254メートルで59.96メートルの増加となっております。

路線番号1053、道の駅くちくまの入り口付近の大泓線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる終点の変更となり、旧延長が102.43メートル、新延長が206.26メートルで、103.83メートルの増加となっております。

路線番号1055、岩崎墓地が終点となります後口山線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる変更で、後口山線の一部区間に歩道橋が設置されたため、旧延長が277.97メートル、新延長が270.51メートルで7.46メートルの減少となっております。

路線番号1056、岩崎ポンプ場付近、踏切が起点となります岩崎線につきましても、紀勢自動車道に伴い、一部区間がボックスカルバートに変更となったため、旧延長が324.134メートル、新延長が323.8メートルとなり、0.33メートルの減少となっております。

路線番号1058、岩崎朝日ゴルフ下、野田町内会館付近が起点となっていました蓮

池支線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる起点の変更となっており、旧延長が308.58、新延長が262.02メートルとなり、46.56メートルの減少となっております。

路線番号1154、朝来峠清本組プラント付近から畑へ抜ける船越畑線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる変更で、船越畑線の一部区間にて歩道橋が設置されたため、旧延長が166.43メートル、新延長が189.81メートルで23.38メートルの増加となっております。

路線番号1170、岩崎紀勢線監督官詰所前から紀勢自動車道に並行して野田方面に整備されました野田6号線につきましても、紀勢自動車道に伴う町道のつけかえによる変更で、旧延長が673.17メートル、新延長が674.68メートルで、1.51メートルの増加となっております。

路線番号1172、紀勢線監督官詰所への進入路の蓮池支線1号線につきましても、紀勢自動車道に伴い起点の変更となり、旧延長が161.06メートル、新延長が160.46メートルで、0.6メートルの減少となっております。

路線番号1212、野田町内会館前付近が起点の野田7号線につきましては、紀勢自動車道に伴う起点及び終点の変更となり、旧延長が149.97メートル、新延長が99.51メートルで、50.46メートルの減少となっております。

10路線、合計で延長145.72メートルの増加となっております。

こちらにつきましても、路線変更調書の次に路線変更位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第66号をお願いいたします。

議案第66号、町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、別紙町道の路線を廃止する。

記。

別紙のとおり。

平成28年6月10日提出、上富田町長小出隆道。

こちらにつきましても、参考資料の見出しの廃止により路線番号、路線等明でご説明いたします。

路線番号1054、大泓支線につきましては、全区間が紀勢自動車道の本線盛土内に位置することから、延長83.83メートルを廃止するものとなっております。

路線番号1222、野田8号線につきましても、全区間が本線盛土内及び他のつけかえ道路により延長118.8メートルを廃止するものであります。

2路線合計で延長202.63メートルの廃止となっております。

なお、廃止路線調書の次に、廃止路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、参考としまして今回の認定、変更、廃止で1054.4メートルの増加となり、変更後の町道路線につきましては623路線で、総延長21万9,825.65メートル、キロメートルに直しますと、約219.82キロメートルとなっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

### △延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月14日午前9時30分となっておりますので、ご参集をお願いします。

延会 午前11時00分